

2006年2月7日

三重大学学長 豊田長康様

三重大学教職員組合  
執行委員長 西川 洋

人件費5%削減問題と中期計画・中期目標の変更問題に関する要望書

小泉内閣の『行政改革の重要方針』では、「今後5年間で5%の国家公務員削減」の対象に国立大学法人も含むことにし、そのことを盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」が通常国会に上程されるとのことです。このことは「国立大学法人法案」議決時の両院付帯決議に反することです。

しかも、2005年12月26日の(財)国立大学協会の会議で、これに対応するように各国立大学法人の「中期目標」「中期計画」を修正させるために、文科省がモデルを指示するとの説明をしたと伝えられています。

既に2005年度人事院勧告の国立大学法人への準拠問題に加えて、新たな人件費削減目標を押しつけ、計画途中に「中期目標」「中期計画」の書き換えを強制することは言語道断のことです。「行政改革推進法案（仮称）」も、各大学が自主・自律の法人となった法人法の精神を踏みにじるものです。

政府や文科省が乱暴にも法の趣旨を踏みにじる行為を行うことを黙認すること、さらにはこれに追従することは、真理を探究する大学が行ってはならないことであると考えます。

学長をはじめ役員会は、三重大学として毅然とした態度をとること、および(財)国立大学協会を通して政府の方針を変更させる行動を起こすことを求めて、以下のことを強く要望します。

記

1. 国大協として、5%人件費削減問題について、政府、文部科学省に対して、反対の立場を表明すること。
2. 国立大学法人として、国家公務員に準じた5%の人件費削減問題について、自主性・自律性を発揮し、慎重に対応し、安易な実施を行わないこと。
3. 国立大学法人として、5%の人件費削減問題について、中期目標・中期計画の変更を含めて、労使間で十分交渉・協議を行うこと。

以上